

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月29日

【会社名】 マックス株式会社

【英訳名】 MAX CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒沢 光照

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669-0311(代表)

【事務連絡者氏名】 主幹執行役員経理部長 浅見 泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

【電話番号】 東京(03)3669-0311

【事務連絡者氏名】 主幹執行役員経理部長 浅見 泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月29日付で定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしました
が、当社株主名簿管理人より議決権行使結果の一部修正の報告があり、一部に訂正すべき事項がありま
したので臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための
要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための
要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	442,158	103	0	(注)1	可決(99.98)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)4名選任の件 黒沢 光照 樋口 浩一 山本 将仁 小川 辰志	428,729 438,138 438,224 438,108	13,531 4,122 4,036 4,152	0 0 0 0	(注)2	可決(96.94) 可決(99.07) 可決(99.09) 可決(99.06)
第3号議案 監査等委員である取締役4名選 任の件 海老 尚登 平田 稔 神田 安積 木内 昭二	434,958 412,415 440,195 441,150	7,302 29,845 2,065 1,110	0 0 0 0	(注)2	可決(98.35) 可決(93.25) 可決(99.53) 可決(99.75)
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件 桂川 修一	441,976	285	0	(注)2	可決(99.94)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)に対する役員賞与 支給の件	436,882	5,379	0	(注)1	可決(98.78)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、
出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	<u>445,301</u>	103	0	(注)1	可決(99.98)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)4名選任の件 黒沢 光照 樋口 浩一 山本 将仁 小川 辰志	<u>431,872</u> <u>441,281</u> <u>441,367</u> <u>441,251</u>	13,531 4,122 4,036 4,152	0 0 0 0	(注)2	可決(96.96) 可決(99.07) 可決(99.09) 可決(99.07)
第3号議案 監査等委員である取締役4名選 任の件 海老 尚登 平田 稔 神田 安積 木内 昭二	<u>438,101</u> <u>415,558</u> <u>443,338</u> <u>444,293</u>	7,302 29,845 2,065 1,110	0 0 0 0	(注)2	可決(98.36) 可決(93.30) 可決(99.54) 可決(99.75)
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件 桂川 修一	<u>445,119</u>	285	0	(注)2	可決(99.94)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)に対する役員賞与 支給の件	<u>440,025</u>	5,379	0	(注)1	可決(98.79)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

